

# 令和4年8月3日からの大雨による 関川村災害義援金の受付について

令和4年10月更新

令和4年8月3日～4日の大雨による災害で、村内では甚大な被害が発生しました。  
被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。  
関川村では、被害を受けられた方々を支援するために寄せられる義援金を受け付けています。皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

## 記

### 1 趣旨

令和4年8月3日から4日の豪雨により、関川村内で床上浸水などの大きな被害が発生しました。この災害による被災者を支援するための義援金を受け付けます。

この義援金は、被害を受けられた方々に全額お届けします。

### 2 義援金の名称

関川村災害義援金 関川村会計管理者

### 3 募集期間

令和4年8月10日（水）から令和5年3月31日（金）まで

### 4 義援金受入窓口

関川村会計室（連絡先 0254-64-1451（住民税務課直通））

### 5 義援金受入口座

NO	金融機関名	支店名	口座番号	名義等
1	村上信用金庫 1379	関川支店 003	普通 200688	関川村災害義援金 関川村会計管理者
2	第四北越銀行 0140	坂町支店 316	普通 5031028	
3	にいがた岩船農協 5823	関川支店 011	普通 0070677	
4	ゆうちょ銀行	00140-9-635963		

※郵便振替（郵便局・ゆうちょ銀行）の振込手数料は無料となります。

※その他の金融機関は、同一金融機関での本支店間の振込手数料は免除されます。（ATMは有料）

※義援金口座に直接お振込みいただいた場合は、お名前やご住所を正確に把握できないため、受領証明書の発行は行いません。あらかじめご了承ください。

なお、受領証明書が必要な方は電話等でご連絡ください。

6 現金書留による義援金の送金について

(宛先)

〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

関川村災害義援金 関川村会計管理者 宛

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。

7 義援金の取扱い

義援金は、寄付金控除及び損金算入対象となります。

詳細は、国税庁のホームページをご参照ください。

○個人 確定申告の手続きをすると、義援金のうち 2,000 円を超える部分については所得税の寄附金控除、住民税の税額控除が受けられます。

※注意 控除には限度額があります。

○企業 「国などに対する寄附金」に該当し、その金額が損金額に算入されます。

8 問い合わせ

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

会計室

☎ 0254-64-1451 (住民税務課直通)

Fax 0254-64-0505